

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)のご案内

貸付額 20万円以内（一括交付）

- 貸付金交付 申請から交付まで 10 日程度
- 据置期間 1 年以内
- 返済期間 2 年以内（24 回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利 子 無利子

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯とします。
他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
- (2) 住民票の写し（世帯全員が記載された発行後 3 か月以内のもの）
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類
- (4) 印鑑
- (5) 貸付金振込先口座の通帳

■ お申込みに当たって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落とし口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

【返済例】20 万円借入れた場合 1 回目～23 回目 8,330 円
最終回（24 回目）8,410 円

今回の特例措置では、償還時においてもなお所得の減少が続く、住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

※ 必要書類のうち大田区の発行する住民票の事務手数料が無料となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

貸付額	二人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内
●貸付金交付	申請から交付まで、最短20日
●貸付期間	原則3カ月以内
●据置期間	1年以内
●返済期間	10年以内(120回以内)
●連帯保証人	不要
●利子	無利子

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同時に貸付けることはできません。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等)
- (2) 住民票の写し(世帯全員が記載された発行後3カ月以内のもの)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類
- (4) 印鑑
- (5) 貸付金振込先口座の通帳

*緊急小口資金の振り込まれた通帳ページの提出により(1)(2)の提出を省くことができます。

■ お申込みにあたって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金 1か月ごとの分割交付

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

今回の特例措置では、償還時においてもなお所得の減少が続く、住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

お問い合わせ・相談先

◎貸付相談から資金交付まで

大田区社会福祉協議会 電話 03-3736-7777

〒144-0051 大田区西蒲田 7-49-2 大田区社会福祉センター 4階

相談時間 9:00~16:30(土日祝は休み)

◎資金交付後、ご返済完了まで

緊急小口資金 東京都社会福祉協議会 電話 03-3268-7238

〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1 (申込み先社会福祉協議会とは異なります)

総合支援資金 大田区社会福祉協議会(上記参照)